

## ●街の景観について

Q.

西新発田周辺、道路沿いや道路真ん中の空間？両端の花壇？の草が伸び放題です。道路沿いは市が管理しているようですが。新発田市が少しでも綺麗で元気な街にする為にも、草などは綺麗に刈ったらいかがでしょうか？運転にも影響すると思います。

是非 よろしくお願い致します。

(令和6年8月受付)

A.

御指摘いただきました、西新発田周辺道路は、道路建設時に市と県とで取り交わした協定に基づき、道路沿いと両端の花壇（植樹帯）は市管理、道路真ん中の空間（中央分離帯）は県管理（新発田地域振興局）とし、除草を含めた日常管理は分担して行なっています。

市管理分の除草は、例年8月から9月中旬を目途に作業しており、今年も9月中旬までには完了する予定です。

中央分離帯の除草作業について、担当の新発田地域振興局に問い合わせたところ、「除草作業を既に1回実施したが、今年は例年より草の成長が早いため2回目の除草を検討している。車両通行に影響がある箇所は、随時除草していきたい。」との回答をいただきました。

市といたしましても、綺麗で元気な街を保てるように、引き続き新発田地域振興局と協力し、道路の景観維持と安全対策に努めてまいります。

(令和6年9月2日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

## ●ヘルメット助成金について

### Q.

今年度中学に入学した子どもの自転車通学に必要な為、令和6年2月にヘルメットを購入しました。

入学してしばらくすると、半額分の助成金が出るとのこと。新発田市はすごいなあ、ありがたいなあと思いつつも直接地域安全課まで出向くのは少し面倒だなと思い申し込まずにいた所、2学期が始まり再びお便りをもらってきました。それを読むと、電子申請ができるようになったとのことだったので、それならば簡単だなと思い申請しました。ところが申込後にお便りをよく読み返した所、ヘルメットは令和6年4月1日以降に購入したものでなければいけないと書いてあり愕然としました。

地域安全課に連絡をして確認しましたが、やはりダメとのこと諦めざるを得ませんでした。ですがどうも納得がいきません。

日付の線引きが必要なのは理解できますが、新入学に必要な物を前もって購入するのは、親として当然のことと思います。大した金額ではないかもしれませんが、子育て中でお金のかかる時期です。受けられる助成は受けたかったというのが率直な気持ちです。  
(令和6年9月受付)

### A.

自転車用ヘルメット購入助成事業は、近年、全国的に自転車に関係する重大事故が多発する中、新潟県における自転車のヘルメット着用率が全国ワーストワンという衝撃的な状況を受け、特に子供たちの命を守らなければならないとの思いから、私が直接新潟県知事に申し入れを行い、県を挙げて市町村と共に取り組む自転車用ヘルメット普及策として実現した事業であり、保護者の皆様に購入いただくきっかけとしたいというものであります。

事業内容は、18歳未満の市民の方を対象に、購入経費の2分の1又は上限2,000円を助成いたしますが、事業を実施する市町村に対し新潟県が助成金の2分の1を補助するものであり、当市は県内他市町村に先駆けて、新潟県の事業開始期日である令和6年4月1日に合わせて事業を開始いたしました。

なお、新潟県の説明会が開催され事業計画が確認できた令和6年2月末日は、すでに保護者の皆様が新年度の準備を始める時期であることから、いち早く市民の皆様にお知らせするため、急ピッチで当市の購入助成の制度設計と周知準備を進め、市議会の承認前ではありましたが、議員各位のご理解をいただき、3月中旬から「4月1日以降に購入したヘルメットに対して助成を行う。」旨のメールを各学校から保護者の皆様にお知らせしたほか、チラシの配布により周知を図ったものであります。

このような経緯もありましたが、お手紙にもありましたとおり、残念ながら日付の線引きはしなければなりません。補助金の制度上、事業開始以前に購入されたものについては、対象外となりますこと、何卒ご理解をいただきたいと存じます。

今後も、交通安全をはじめ、子供たちの命を守る対策を進めてまいります。

(令和6年9月6日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

## ●図書館での電源利用について

Q.

先日、あまりにも暑いので、豊浦公民館の図書館へパソコン作業に行きましたら、電源をつないでのパソコン作業は出来ないと言われた。確かにパソコン等の為の電気コンセントの使用禁止の張り紙が有りましたが、何故に公共機関の図書館での電気コンセントの使用ができないのですか？県内のすべての市町村が図書館で電気コンセントの使用禁止ですか。市民の為の図書館ではありませんか？私みたいにバッテリーの少ないパソコンを持っている人は、公共の図書館でパソコンは使用する事が出来ませんね。今の時代パソコンは生活の必需品であるにもかかわらず、公共機関の図書館での電気コンセントの使用禁止は、市民生活に不自由を与えてはいませんか？二階堂市長さん、実際に豊浦地区公民館の図書館にきて現場を見てくれませんか？早く図書館での電気コンセントをつないで、パソコンが打てるように一日も早くして頂きたいのでお願い申し上げます。

(令和6年8月受付)

A.

このたびは、豊浦地区公民館内にある新発田市立図書館豊浦分館の御利用に関する御意見をいただきありがとうございます。

お手紙にありますように、豊浦地区公民館では、貸部屋を除き、コンセントの使用については貼り紙のとおりできないこととしております。

当館に限らず市内公共施設におけるコンセントは、施設管理用であり個人利用は想定しておりません。利用者個人所有の機器等の電源の経費はその方が負担するものとしておるため、貸館以外は電源の私的利用は御遠慮いただいております。

このことから、コンセントにつきましては、現状のとおり、利用不可とさせていただきますと考えております。

何とぞ御理解のうえ、今後とも、施設の運営に御協力いただければ幸いです。

なお、参考までに、イクネスしばたの一部指定した席では、持ち込みパソコンについて、図書館の資料を使った調査研究の場合に限り電源利用可能としております。また、当館では、個人で利用できる部屋を御用意しておりませんが、イクネスしばたでは1～3階に7部屋あり、1時間単位で利用でき、一番小さい部屋は1時間230円でお貸しすることができます。もちろん電源や冷暖房も完備しておりますし、駐車場は4時間まで無料です。学習のために部屋を利用しておられる方もいらっしゃいます。また、貸部屋の利用登録をしていただくとインターネットでの予約も可能です。是非御検討をお願いいたします。

(令和6年9月17日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。